

## 一般集中規制に関する施行状況（平成 20 年）のフォローアップについて

独占禁止法（以下「法」という。）は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限（法第 9 条）等の「一般集中規制」を規定しているところ、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）を踏まえ、平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の法第 9 条第 5 項<sup>（注 1）</sup>に基づき事業報告書を公正取引委員会に提出した会社（以下「報告書提出会社」という。）及び平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の同法第 9 条第 6 項<sup>（注 2）</sup>に基づき設立の届出を公正取引委員会に行った会社（以下「届出会社」といい、報告書提出会社と併せて「報告書等提出会社」という。）について、一般集中規制に関する施行状況（平成 20 年）のフォローアップを行った。

（注 1）平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の法第 9 条第 5 項（現在の法第 9 条第 4 項）では、次の①から③に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産合計額が、次の①から③に掲げる金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から 3 月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならないとしている。ここで「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する（子会社が保有する分を含む。）他の国内の会社をいう。

①持株会社（子会社の株式の取得価額の合計額の当該会社の単体総資産額に対する割合が 100 分の 50 を超える会社をいう。） 6000 億円

②金融会社（銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社であって、持株会社以外の会社をいう。以下、本フォローアップの 1 ないし 3 において同じ。） 8 兆円

③一般事業会社（持株会社及び金融会社以外の会社をいう。） 2 兆円

（注 2）平成 21 年独占禁止法改正法による改正前の法第 9 条第 6 項（現在の法第 9 条第 7 項）では、新たに設立された会社は、当該会社とその設立時において（注 1）の場合に該当するときは、その設立の日から 30 日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならないとしている。

## 1 報告書等提出会社の数

平成 20 年における報告書等提出会社<sup>（注 3）</sup>の数は 104 社（別紙参照）であり、第 1 表のとおり、平成 15 年における報告書等提出会社<sup>（注 4）</sup>の数（80 社）に比べて 30%増加している。

第 1 表 平成 20 年における報告書等提出会社の数

	報告書提出会社			届出会社			合計
	持株会社	金融会社	一般事業会社	持株会社	金融会社	一般事業会社	
平成 20 年	27	9	62	4	0	2	104
平成 15 年	20	8	50	4	0	0	82 (80) <sup>（注 5）</sup>

（注 3）「平成 20 年における報告書等提出会社」とは、平成 20 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に終了した事業年度に係る事業報告書を提出した会社及び当該期間内に新たに設立された会社に係る届出を提出した会社をいう。

（注 4）「平成 15 年における報告書等提出会社」とは、平成 15 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に終了した事業年度に係る事業報告書を提出した会社及び当該期間内に新たに設立された会社に係る届出を提出した会社をいう。

なお、平成 15 年における報告書等提出会社の数は、「一般集中規制に関する施行状況のフォローアップについて」（平成 17 年 5 月 30 日公正取引委員会公表）による。

（注 5）平成 15 年においては、事業報告書の提出及び設立の届出の双方を行った持株会社 2 社が存在するところ、82 社は延べ数、80 社は同一の会社を重複計上していない実数である。

## 2 報告書等提出会社の会社グループの地位

### （1）全業種<sup>（注 6）</sup>

財務省が公表している「法人企業統計調査」（平成 20 年度調査）によれば、平成 20 年度における我が国の営利法人等（以下「全法人」という。）の数は約 282 万社であり、その総資産合計額は約 3370 兆円である<sup>（注 7）</sup>。平成 20 年度における全法人に占める平成 20 年における報告書等提出会社の会社グループ<sup>（注 8）</sup>に属する主要企業<sup>（注 9）</sup>の地位についてみると、第 2 表及び第 1 図のとおり、その会社数は 297 社（0.011%）にすぎない。しかし、その総資産合計額は約 1601 兆円（47.5%）となっている。

（注 6）平成 15 年の施行状況のフォローアップ時においては、「法人企業統計調査」（平成 15 年度調査）において全業種から金融・保険業を除いた業種（以下「非金融・保険業」）に係る統計しか公表されていなかったため、報告書等提出会社の会社グループの地位に関連する数値は非金融・保険業に係る数値のみを算出していたが、平成 20 年度以降は「法人企業統計調査」において金融・保険業を含む全業種に係る統計が公表されていることから、本フォローアップでは、全業種に係る数値も算出することとした。ここで「金融・保険業」とは、総務省が公表している「日本標準産業分類」（平成 19 年 11 月改定）の大分類項目で「J 金融業、保険業」に該当する事業分野をいう。

なお、持株会社は、傘下に有する会社の経営管理を主な目的としているため、持株会社の業種については、会社グループ全体でみた場合に主に営んでいる事業が属する業種で判断している。

（注 7）「法人企業統計調査」（平成 20 年度調査）に基づく全法人に係る総資産合計額には、日本郵政グループ（日本郵政<sup>（株）</sup>、<sup>（株）</sup>ゆうちょ銀行、<sup>（株）</sup>かんぽ生命保険、郵便局<sup>（株）</sup>及び郵便事業<sup>（株）</sup>）の総資産合計額が含まれていないことから、本フォローアップを行うに当たっては、日本郵政グループの総資産合計額を合算した額（3,370,424,322 百万円）を使用している。

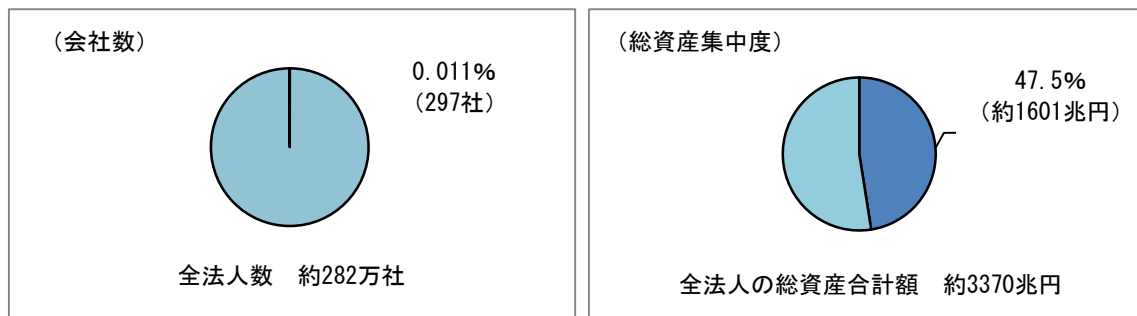
（注 8）「会社グループ」とは、会社、子会社及び実質子会社により構成されるグループをいい、「実質子会社」とは、会社の議決権保有比率が 25%超 50%以下であり、かつ、会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）他の国内の会社をいう。

（注 9）「主要企業」とは、報告書等提出会社、及びその子会社又は実質子会社であって単体総資産額 3000 億円超の会社をいう。

第 2 表 平成 20 年における報告書等提出会社の会社グループの地位（全業種）

	会社数		総資産合計額		
	社	構成比	百万円	構成比 (総資産集中度)	1社平均金額
報告書等提出会社の会社グループに属する主要企業	297	0.011	1,601,215,366	47.5	5,391,298
全法人	2,822,502	100.0	3,370,424,322	100.0	1,194

第1図 平成20年における報告書等提出会社の会社グループの地位（全業種）



(2) 非金融・保険業

「法人企業統計調査」（平成20年度調査）によれば、平成20年度における全法人から金融・保険業に属する法人等を除いたもの（以下「非金融法人」という。）の数は約277万社であり、その総資産合計額は約1408兆円である<sup>(注10)</sup>。平成20年度における非金融法人に占める平成20年における報告書等提出会社の会社グループに属する主要企業から金融・保険業に属する会社を除いたものの地位についてみると、第3表及び第2図のとおり、その会社数は163社（0.006%）にすぎない。しかし、その総資産合計額は約285兆円（20.2%）となっており、平成15年と比較して、会社数、総資産合計額及びその構成比（総資産集中度）のいずれについても増加している。

(注10) 「法人企業統計調査」（平成20年度調査）に基づく非金融法人に係る総資産合計額には、郵便局<sup>(株)</sup>及び郵便事業<sup>(株)</sup>の総資産額が含まれていないことから、本フォローアップを行うに当たっては、郵便局<sup>(株)</sup>及び郵便事業<sup>(株)</sup>の総資産額を合算した額（1,408,199,029百万円）を使用している。

第3表 平成20年における報告書等提出会社の会社グループの地位（非金融・保険業）

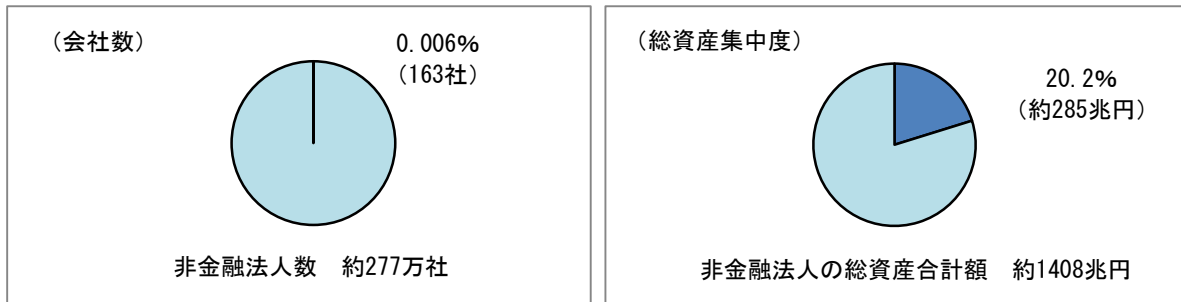
	会社数		総資産合計額		
	社	構成比	百万円	構成比 (総資産集中度)	1社平均金額
報告書等提出会社の会社グループに属する主要企業（非金融・保険業）	163	0.006	284,620,077	20.2	1,746,135
非金融法人	2,774,436	100.0	1,408,199,029	100.0	508

(参考) 平成15年における報告書等提出会社の会社グループの地位（非金融・保険業）<sup>(注11)</sup>

	社	%	百万円	%	百万円
報告書等提出会社の会社グループに属する主要企業（非金融・保険業）	111	0.004	206,562,133	16.8	1,860,920
非金融法人	2,638,798	100.0	1,230,695,608	100.0	466

(注11) 「一般集中規制に関する施行状況のフォローアップについて」（平成17年5月30日公表）による。

第2図 平成20年における報告書等提出会社の会社グループの地位（非金融・保険業）



### (3) 金融・保険業

平成20年における報告書等提出会社104社のうち金融・保険業に属する会社は40社であるところ、当該40社の会社グループには、全ての都市銀行のほか、大手の生命保険業を営む会社、損害保険業を営む会社、第一種金融商品取引業を営む会社及び貸金業を営む会社も含まれており、金融・保険業に属する大手の会社が包含されている。

## 3 報告書等提出会社の特徴

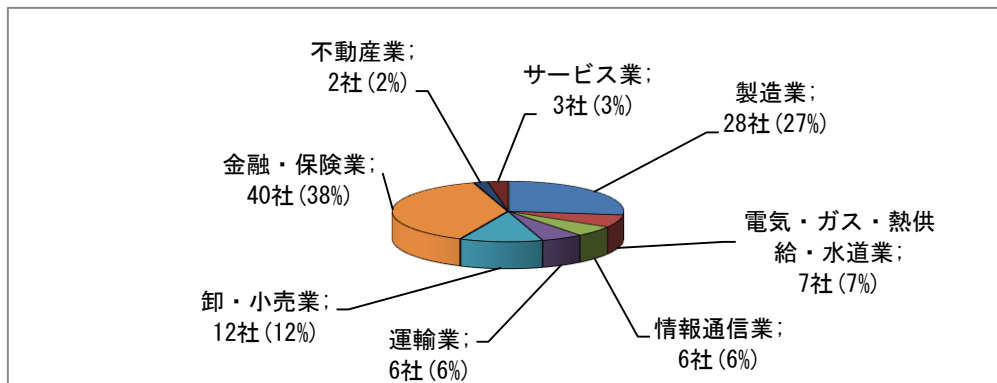
### (1) 業種別の割合

平成20年における報告書等提出会社104社を、日本標準産業分類の大分類によって業種別に分類すると、金融・保険業（40社）、製造業（28社）、卸・小売業（12社）、電気・ガス・熱供給・水道業（7社）、情報通信業（6社）、運輸業（6社）、サービス業（3社）、不動産業（2社）となる（第3図）。

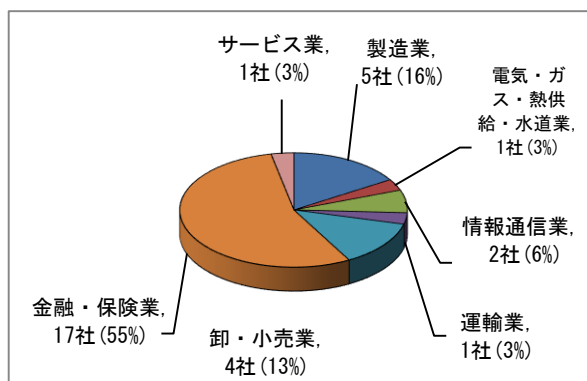
また、平成20年における報告書等提出会社104社について、報告等類型別<sup>(注12)</sup>に業種別の割合をみると、持株会社31社のうち金融・保険業に属する会社が17社を占めている。一般事業会社64社については、このうち製造業に属する会社が23社を占めており、以下、金融・保険業に属する会社が14社、卸・小売業に属する会社が8社、電気・ガス・熱供給・水道業に属する会社が6社、運輸業に属する会社が5社となっており、多様な業種に分散している（第4図）。

(注12)「報告等類型別」とは、(注1)の①ないし③の別をいう。

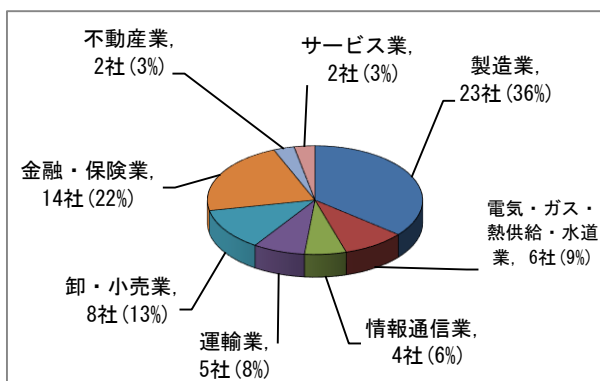
第3図 平成20年における報告書等提出会社（104社）の業種別の割合（大分類）



第4図 平成20年における報告書等提出会社の業種別の割合（大分類）＜報告等類型別＞  
 ＜持株会社（31社）＞



＜一般事業会社（64社）＞



（2）報告等類型別にみた総資産合計額規模の分布状況

報告等類型別にみた平成20年における報告書提出会社98社及びその子会社の総資産合計額の規模の分布は、第4表のとおりである（注13）。

持株会社27社についてみると、このうち10社が10兆円超の規模を有している。また、金融会社9社についてみると、全社が報告書提出会社の単体総資産額のみで報告等基準（注14）を超えている。一般事業会社62社は、平成20年における報告書提出会社98社の63.3%を占めている。

（注13）届出会社及びその子会社の総資産合計額は不明であるため、報告書提出会社及びその子会社の総資産合計額のみを第4表の対象としている。

（注14）「報告等基準」とは、（注1）の①ないし③に掲げる金額をいう。

第4表 平成20年における報告書提出会社及びその子会社の総資産合計額の規模の分布  
 （報告等類型別）

報告等類型別（注15） 総資産合計額	持株会社 （6000億円）	金融会社 （8兆円）	一般事業会社 （2兆円）	計
10兆円超	10	7	11	28（28.6%）
9兆円超10兆円以下	1	2	1	4（4.1%）
8兆円超9兆円以下	1	0	1	2（2.0%）
7兆円超8兆円以下	2	—	6	8（8.2%）
6兆円超7兆円以下	0	—	3	3（3.1%）
5兆円超6兆円以下	1	—	6	7（7.1%）
4兆円超5兆円以下	1	—	11	12（12.2%）
3兆円超4兆円以下	2	—	10	12（12.2%）
2兆円超3兆円以下	4	—	13	17（17.3%）
1兆円超2兆円以下	2	—	—	2（2.0%）
6000億円超1兆円以下	3	—	—	3（3.1%）
計	27（27.6%）	9（9.2%）	62（63.3%）	98（100%）（注16）

(注 15) 括弧内の金額は、報告等基準である。また、「－」は、総資産合計額が報告等基準以下であることを示す。

(注 16) 小数点以下 2 位を四捨五入しているため、必ずしも合計が 100%にならない。

### (3) 金融・保険業と非金融・保険業別での総資産合計額の規模の分布状況

持株会社や一般事業会社に分類される会社の中には、金融・保険業に属する会社（例：短資会社、信販会社）も含まれていることから、平成 20 年における報告書提出会社 98 社を金融・保険業に属する会社と非金融・保険業に属する会社に分類し、それぞれの業種について、報告書提出会社及びその子会社の総資産合計額の規模の分布をみると、第 5 表のとおりである。

金融・保険業に属する会社 37 社については、総資産合計額 10 兆円超が 22 社と最も多いのに対し、非金融・保険業に属する会社 61 社については、総資産合計額 2 兆円超 3 兆円以下の規模が 16 社と最も多くなっている。

第 5 表 平成 20 年における報告書提出会社及びその子会社の総資産合計額の規模の分布  
(金融・保険業と非金融・保険業)

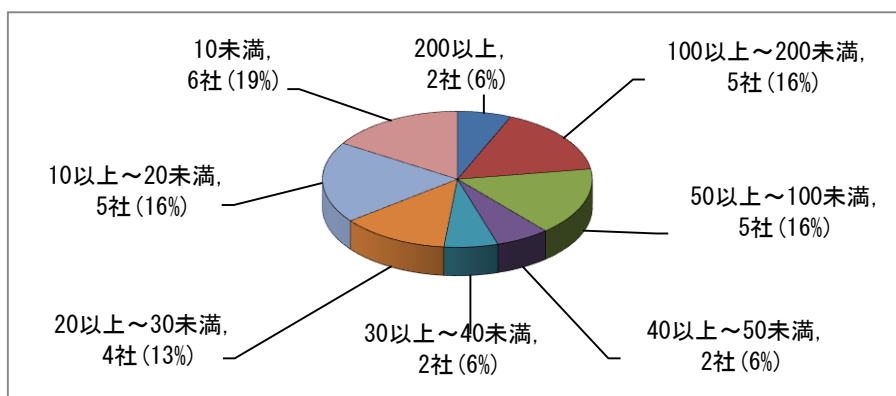
業種別 総資産合計額	金融・保険業	非金融・保険業	計
10 兆円超	22	6	28 (28.6%)
9 兆円超 10 兆円以下	3	1	4 (4.1%)
8 兆円超 9 兆円以下	1	1	2 (2.0%)
7 兆円超 8 兆円以下	1	7	8 (8.2%)
6 兆円超 7 兆円以下	2	1	3 (3.1%)
5 兆円超 6 兆円以下	2	5	7 (7.1%)
4 兆円超 5 兆円以下	2	10	12 (12.2%)
3 兆円超 4 兆円以下	1	11	12 (12.2%)
2 兆円超 3 兆円以下	1	16	17 (17.4%)
1 兆円超 2 兆円以下	1	1	2 (2.0%)
6000 億円超 1 兆円以下	1	2	3 (3.1%)
計	37 (37.8%)	61 (62.2%)	98 (100%)

### (4) 子会社及び実質子会社の数

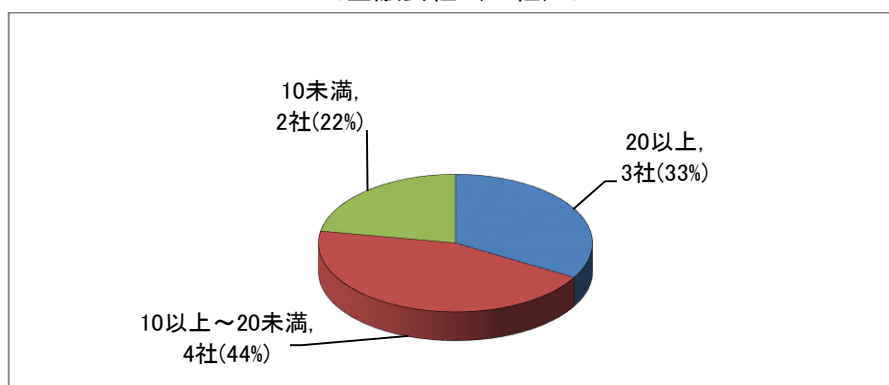
平成 20 年における報告書等提出会社 104 社の子会社及び実質子会社の数を報告等類型別にみると、第 5 図のとおりである。

第5図 平成20年における報告書等提出会社の子会社及び実質子会社の数

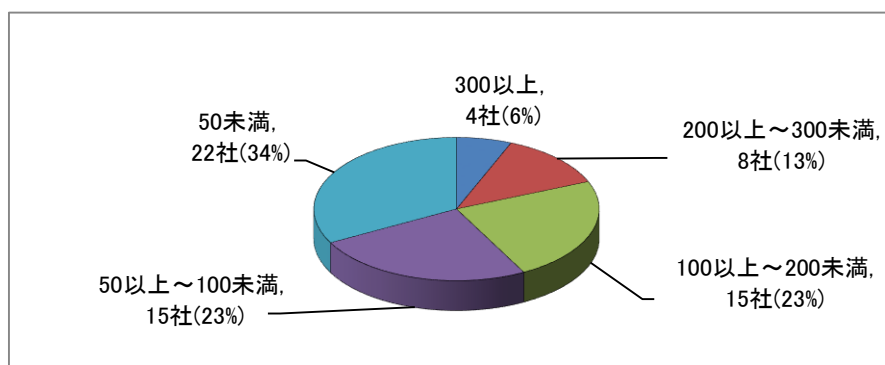
<持株会社(31社)>



<金融会社(9社)>



<一般事業会社(64社)>

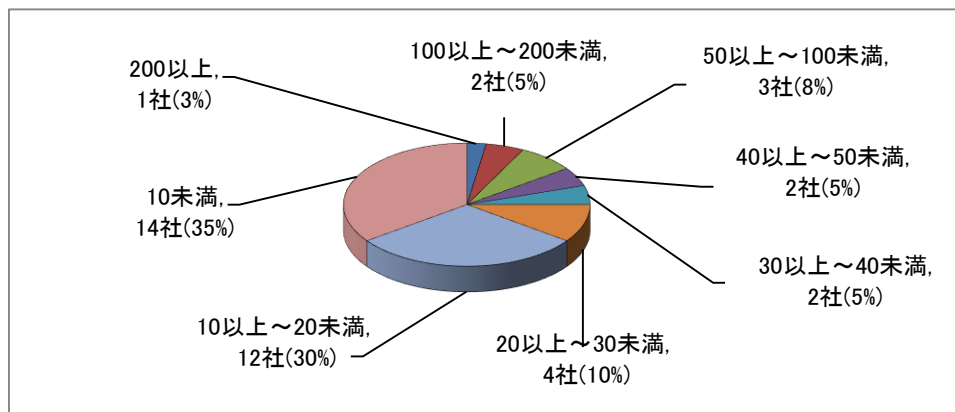


持株会社31社についてみると、うち19社はその子会社及び実質子会社の数が50未満であるが、100以上の子会社及び実質子会社を有する持株会社も7社存在する。金融会社9社についてみると、うち4社がその子会社及び実質子会社の数が10以上~20未満である。一般事業会社64社についてみると、うち27社がその子会社及び実質子会社の数が100以上である。また、報告等類型別に平成20年における報告書等提出会社104社の1社当たりの平均の子会社及び実質子会社の数をみると、持株会社は70.6社、金融会社は26.0社、一般事業会社は

112.0社である。

また、平成20年における報告書等提出会社104社のうち金融・保険業に属する会社は40社であるところ、当該40社の子会社及び実質子会社の数についてみると（第6図）、50未満である会社が全体の85.0%を占めており、当該40社の1社当たりの平均の子会社及び実質子会社の数をみると、32.1社である。これを報告等類型別に細分化すると、持株会社47.2社、金融会社26.0社、一般事業会社17.7社である。

第6図 平成20年における報告書等提出会社の子会社及び実質子会社の数  
<金融・保険業（40社）>



#### 4 9条ガイドラインの各類型の観点からの検討

法第9条は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止しており、どのような会社が禁止されるかについては、「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」（平成14年11月12日公正取引委員会。以下「9条ガイドライン」という。）において明らかにしている。9条ガイドラインは、「会社＋子会社＋実質子会社」を会社グループとして捉えた上で「事業支配力が過度に集中すること」の判断を示すに当たって3つの類型を示している。

##### ① 第1類型

金融会社<sup>(注17)</sup>を除いた会社グループの総資産合計額<sup>(注18)</sup>が15兆円超であり、かつ、相当数（5以上）の主要な事業分野<sup>(注19)</sup>のそれぞれにおいて、別々の単体総資産額3000億円超の会社を有する場合。

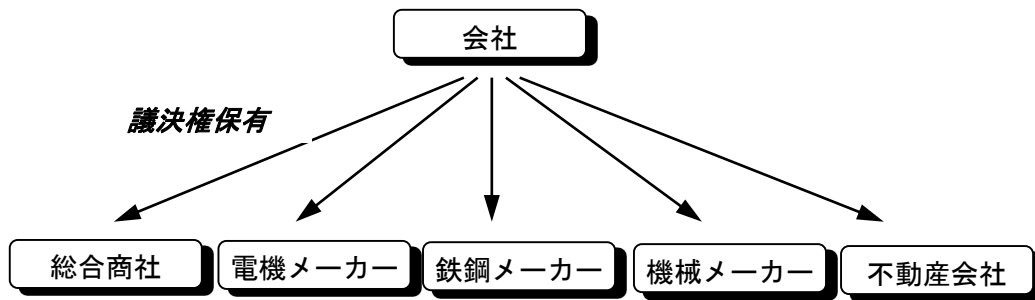
（注17）「金融会社」とは、銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社をいう。

（注18）総資産合計額は、会社グループの総資産を連結して（グループ会社相互間の投資勘定と資本勘定及び債権と債務を相殺消去することをいう。）合計することによって評価する。

（注19）「主要な事業分野」とは、日本標準産業分類3桁分類のうち、売上高6000億円超の業種をいう。ただし、2桁分類で同一又は類似の業種に属し、参入規制が行われる範囲や事業活動の実態を考慮すると同一の事業内容であると考えられる場合は、同一の事業分野と評価する。



(例)

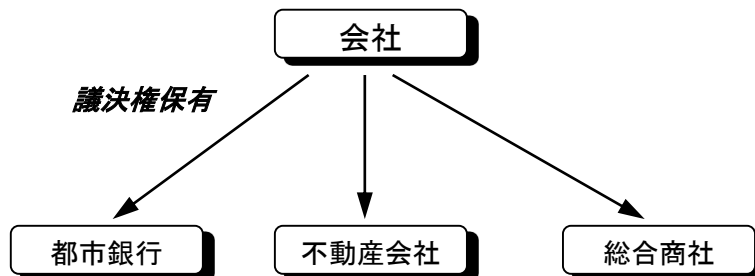


② 第2類型

単体総資産額 15 兆円超の金融会社と、単体総資産額 3000 億円超の非金融関連会社<sup>(注 20)</sup>を有する場合。

(注 20) 「非金融関連会社」とは、銀行業又は保険業を営む会社及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」(平成 14 年公正取引委員会規則第 7 号)で規定する会社以外の会社をいう。

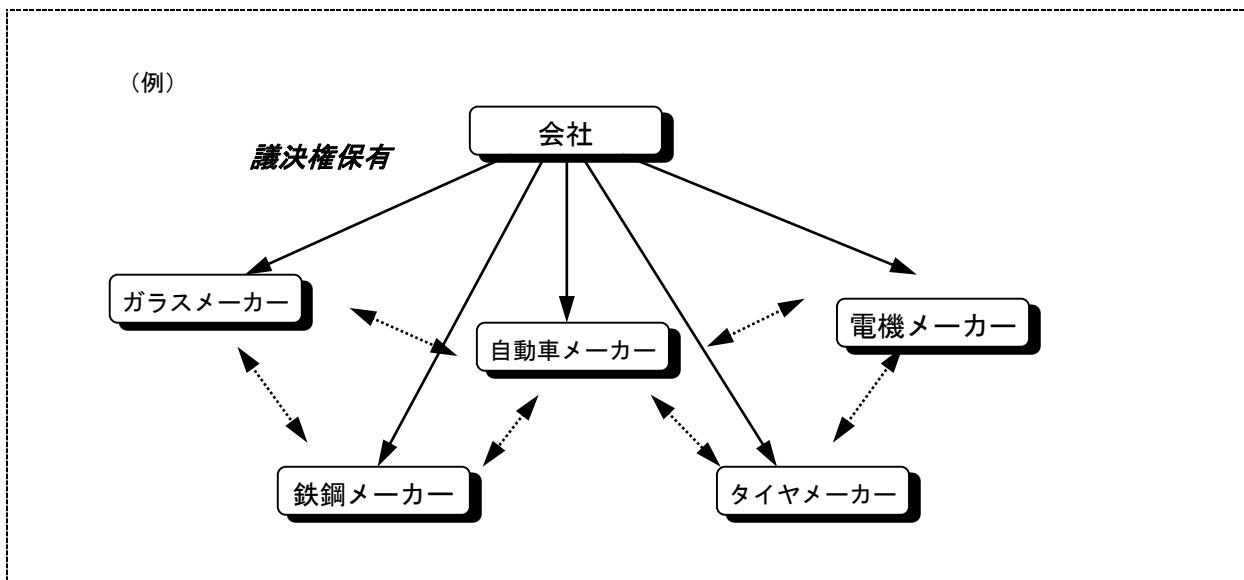
(例)



③ 第3類型

相互に関連性のある相当数(原則 5 以上<sup>(注 21)</sup>)の主要な事業分野のそれぞれにおいて、別々の有力な会社を有する場合。

(注 21) 有力な会社(主要な事業分野における売上高のシェアが 10%以上の会社をいう。)のうち、規模が極めて大きい事業分野に属するものを有する場合は、会社の有力性の程度により 3 以上。



平成 20 年における報告書等提出会社 104 社の会社グループについて、上記各類型の観点から検討した結果は次の（１）から（３）のとおりであり、上記各類型の観点から問題となる会社グループはなかった。

（１）第 1 類型

ア 金融会社を除いた会社グループの総資産合計額が 15 兆円超である会社グループ

第 6 表のとおり、平成 20 年における報告書提出会社 98 社<sup>(注 22)</sup>の会社グループのうち、金融会社を除いた総資産合計額が 15 兆円超である会社グループは 6 グループ<sup>(注 23)</sup>であった。

(注 22) 届出会社については金融会社を除いた会社グループの総資産合計額が不明であるため、報告書提出会社 98 社のみを検討対象としている。

(注 23) 6 グループは、いずれも(注 18)の相殺消去前の総資産合計額が 15 兆円超であった会社グループであり、相殺消去後の総資産合計額は不明である。

第 6 表 金融会社を除いた会社グループの総資産合計額

報告等類型別	持株会社	金融会社	一般事業会社	計
金融会社を除いた総資産合計額				
① 15 兆円超	2	0	4	6
② 10 兆円超 15 兆円以下	2	0	3	5
③ 5 兆円超 10 兆円以下	4	0	20	24
④ 1 兆円超 5 兆円以下	9	2	32	43
⑤ 1 兆円以下	10	7	3	20
合計会社グループ数	27	9	62	98

イ 単体総資産額 3000 億円超の会社を 5 以上有する会社グループ

第 7 表のとおり、金融会社を除いた会社グループの総資産合計額が 15 兆円超である上記アの 6 グループのうち、単体総資産額 3000 億円超の会社を 5 以上有する会社グループは 4 グループであった。

第7表 金融会社を除いた総資産合計額が15兆円超の会社グループが有する単体総資産額3000億円超の会社数

報告等類型別	持株会社	金融会社	一般事業会社	計
単体総資産額3000億円超の会社数				
5以上	2	0	2	4
4	0	0	0	0
3	0	0	1	1
2	0	0	0	0
1	0	0	1	1
0	0	0	0	0
合計会社グループ数	2	0	4	6

ウ 5以上の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の単体総資産額3000億円超の会社を有する会社グループ

第8表のとおり、金融会社を除いた会社グループの総資産合計額が15兆円超であり、かつ、単体総資産額3000億円超の会社を5以上有する会社グループである上記イの4グループのうち、5以上の主要な事業分野のそれぞれにおいて、別々の単体総資産額3000億円超の会社を有する会社グループはなかった。

第8表 金融会社を除いた会社グループの総資産合計額が15兆円超であり、かつ、単体総資産額3000億円超の会社を5以上有する会社グループが属する主要な事業分野の数

報告等類型別	持株会社	金融会社	一般事業会社	計
主要な事業分野の数				
5以上	0	0	0	0
4	1	0	1	2
3	1	0	0	1
2	0	0	1	1
1	0	0	0	0
0	0	0	0	0
合計会社グループ数	2	0	2	4

エ 小括

したがって、平成20年における報告書提出会社98社の会社グループのうち、第1類型に該当する会社グループはなかった。また、平成20年における届出会社6社の会社グループのうち、単体総資産額3000億円超の会社を5以上有する会社グループはなかった。

よって、平成20年における報告書等提出会社104社の会社グループのうち、第1類型に該当する会社グループはなかった。

(2) 第2類型

ア 単体総資産額15兆円超の金融会社を有する会社グループ

第9表のとおり、平成20年における報告書等提出会社104社の会社グループのうち、金融会社を有する会社グループは40グループであったところ、このうち、単体総資産額が15兆円超の金融会社を有する会社グループは10グループであった。

第9表 会社グループが有する金融会社の単体総資産額

報告等類型別	持株会社	金融会社	一般事業会社	計
金融会社の単体総資産額				
① 15兆円超	4	5	1	10
② 10兆円超 15兆円以下	2	1	2	5
③ 5兆円超 10兆円以下	5	3	1	9
④ 1兆円超 5兆円以下	3	0	7	10
⑤ 1兆円以下	2	0	4	6
合計会社グループ数	16	9	15	40

イ 単体総資産額 3000億円超の非金融関連会社を有する会社グループ

単体総資産額 15兆円超の金融会社を有する上記アの10グループのうち、単体総資産額 3000億円超の非金融関連会社を有する会社グループは、1グループであった。しかし、当該会社グループは、9条ガイドラインの2(5)アにおいて「『事業支配力が過度に集中することとならない会社』の例」として挙げられている「分社化の場合」に該当するものであった。

ウ 小括

したがって、平成20年における報告書等提出会社104社の会社グループのうち、第2類型の観点から問題となる会社グループはなかった。

(3) 第3類型

ア 会社グループが有する有力な会社の数

第10表のとおり、平成20年における報告書等提出会社104社の会社グループのうち、有力な会社を5以上有する会社グループはなかったが、3以上有する会社グループは3グループあった。

第10表 会社グループが有する有力な会社の数

報告等類型別	持株会社	金融会社	一般事業会社	計
有力な会社の数				
5以上	0	0	0	0
4	2	0	0	2
3	1	0	0	1
2	0	0	8	8
1	9	3	21	33
0	19	6	35	60
合計会社グループ数	31	9	64	104

イ 会社グループが属する相互に関連性のある主要な事業分野の数

有力な会社を3以上有する上記アの3グループのうち、会社グループが属する相互に関連性のある主要な事業分野の数が3以上の会社グループはなかった。

#### ウ 小括

したがって、平成 20 年における報告書等提出会社 104 社の会社グループのうち、第 3 類型に該当する会社グループはなかった。

#### 5 フォローアップ結果について

平成 20 年における報告書等提出会社 104 社の会社グループのうち、法第 9 条の観点から問題となる会社グループはなかったが、平成 15 年に比べ、非金融・保険業における総資産集中度が上昇していることから、今後も引き続き一般集中規制について、実態の変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である。

## ●平成20年における報告書等提出会社104社の一覧

第1表 報告書提出会社（持株会社） 27社

会社名	
1. (株)紀陽ホールディングス	15. 日本郵政(株)
2. (株)きらやかホールディングス	16. (株)ふくおかフィナンシャルグループ
3. 国際石油開発帝石(株)	17. 富士フイルムホールディングス(株)
4. (株)札幌北洋ホールディングス	18. (株)ほくほくフィナンシャルグループ
5. GE Capital International Funding, LLC	19. (株)丸井グループ
6. Jフロント リテイリング(株)	20. (株)みずほフィナンシャルグループ
7. (株)住生活グループ	21. 三井住友トラスト・ホールディングス (株)
8. (株)セブン&アイ・ホールディングス	22. (株)三井住友フィナンシャルグループ
9. ソフトバンク(株)	23. (株)三菱ケミカルホールディングス
10. (株)T & Dホールディングス	24. (株)三菱UFJフィナンシャル・グルー プ
11. (株)東京証券取引所グループ	25. (株)ミレアホールディングス
12. 東短ホールディングス(株)	26. (株)山口フィナンシャルグループ
13. (株)日本製紙グループ本社	27. ヤマトホールディングス(株)
14. 日本電信電話(株)	

第2表 報告書提出会社（金融会社） 9社

会社名
1. (株)静岡銀行
2. (株)新生銀行
3. 住友信託銀行(株)
4. 住友生命保険（相）
5. 第一生命保険(株)
6. (株)千葉銀行
7. 日本生命保険（相）
8. 明治安田生命保険（相）
9. (株)横浜銀行

第3表 報告書提出会社（一般事業会社） 62社

会社名	
1. IBM Japan Holdings, LLC	32. 中部電力(株)
2. アイフル(株)	33. (株)デンソー
3. AXA S. A.	34. 東海旅客鉄道(株)
4. Associates International Holdings Corporation	35. 東京急行電鉄(株)
5. イオン (株)	36. 東京電力(株)
6. 出光興産(株)	37. (株)東芝
7. 伊藤忠商事(株)	38. 東北電力(株)
8. 上田八木短資(株)	39. トヨタ自動車(株)
9. (株)オリエントコーポレーション	40. (株)豊田自動織機
10. オリックス(株)	41. 豊田通商(株)
11. 関西電力(株)	42. 日産自動車(株)
12. キヤノン(株)	43. (株)日本航空
13. 九州電力(株)	44. 日本証券金融(株)
14. キリンホールディングス(株)	45. 日本たばこ産業(株)
15. 近畿日本鉄道(株)	46. 日本電気(株)
16. KDDI (株)	47. 野村ホールディングス(株)
17. (株)神戸製鋼所	48. 東日本旅客鉄道(株)
18. ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	49. (株)日立製作所
19. Citigroup Inc.	50. 富士通(株)
20. シャープ(株)	51. Prudential International Insurance Holdings, Ltd
21. 新日鉱ホールディングス(株)	52. 本田技研工業(株)
22. 新日本製鐵(株)	53. 松下電器産業(株)
23. 新日本石油(株)	54. 丸紅(株)
24. 住友化学(株)	55. 三井物産(株)
25. 住友金属工業(株)	56. 三井不動産(株)
26. 住友商事(株)	57. 三菱地所(株)
27. セントラル短資(株)	58. 三菱重工業(株)
28. 双日(株)	59. 三菱商事(株)
29. ソニー(株)	60. 三菱電機(株)
30. (株)大和証券グループ本社	61. 三菱UFJリース(株)
31. 中国電力(株)	62. (株)りそなホールディングス

第4表 届出会社（持株会社） 4社

会社名
1. 大塚ホールディングス(株)
2. JA三井リース(株)
3. (株)三越伊勢丹ホールディングス
4. 三井住友海上グループホールディングス(株)

第5表 届出会社（一般事業会社） 2社

会社名
1. (株)日本政策金融公庫
2. (株)日本政策投資銀行